

○ 労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号）改正案（新旧対照条文）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行									
<p>第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	<p>第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労働条件分一 （略）</td> <td>二 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）、専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法（平成二十六年法律第三十七号）及び労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること（職業安定分科会の所掌に属するものを除く。）。</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所掌事務	労働条件分一 （略）	二 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）、専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法（平成二十六年法律第三十七号）及び労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること（職業安定分科会の所掌に属するものを除く。）。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労働条件分一 （略）</td> <td>二 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）及び労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所掌事務	労働条件分一 （略）	二 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）及び労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
名称	所掌事務										
労働条件分一 （略）	二 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）、専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法（平成二十六年法律第三十七号）及び労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること（職業安定分科会の所掌に属するものを除く。）。										
名称	所掌事務										
労働条件分一 （略）	二 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）及び労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>（略）</th> <th>（略）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職業安定分一 （略）</td> <td>二 職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六</td> </tr> </tbody> </table>	（略）	（略）	職業安定分一 （略）	二 職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六	<table border="1"> <thead> <tr> <th>（略）</th> <th>（略）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職業安定分一 （略）</td> <td>二 職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六</td> </tr> </tbody> </table>	（略）	（略）	職業安定分一 （略）	二 職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六		
（略）	（略）										
職業安定分一 （略）	二 職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六										
（略）	（略）										
職業安定分一 （略）	二 職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六										

十八号)、専門的知識等を有する有期雇用労働者等に關する特別措置法(同法第三条第一項に規定する基本指針に定める事項のうち同法第六条第一項に規定する第二種特定有期雇用労働者の雇用の確保に係る措置に関する事項に限る。)、建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)、港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇う管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)、介護労働者の雇う管理の改善等に関する法律(平成四年法律第六十三号)、看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)、林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)、雇う保険法(昭和四十九年法律第一百十六号)及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

十八号)、建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)、港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇う管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)、介護労働者の雇う管理の改善等に関する法律(平成四年法律第六十三号)、看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)、林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)、雇う保険法(昭和四十九年法律第一百十六号)及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。